第四十六条の見出しを「（領海警備対策室及び特殊警備対策室並びに不審船舶対策官）」に改め、同条第一項中「警備課に、」の下に「領海警備対策室及び」を加え、「及び領海警備対策官それぞれ」を削り、同条第五項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　領海警備対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、警備課の所掌事務に係る海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事務のうち領海及びその周辺海域に係る政治上その他の主義主張に基づく活動に関すること（特殊警備対策室及び不審船舶対策官の所掌に属するものを除く。）。

3　領海警備対策室に、室長を置く。

第六十五条中「（第八本部、第九本部及び第十本部を除く。）」を削る。

第六十六条第二項を削る。

第八十一条の三第一号中ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　薬事法

第九十五条第二項中「刑事課、」の下に「国際刑事課、警備情報課、」を加える。

第九十六条の三第二項中「、交通整備課及び航行援助課」を「及び交通整備課」に改める。

第九十七条中「十七課」を「十九課」に、「厚生課」を「厚生課　情報通信課」に、「刑事課」を「刑事課　国際刑事課」に改める。

第九十八条中「第一項及び第六十八条の二」を削る。

第百条の次に次の一条を加える。

（情報通信課の所掌事務）

第百条の二　情報通信課は、第六十八条の二に規定する事務をつかさどる。

第百六条中「及び第八十一条の三」を削る。

第百六条の次に次の一条を加える。

（国際刑事課の所掌事務）

第百六条の二　国際刑事課は、第八十一条の三に規定する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（測地技術活用推進官）

第三十条の二　測地部に、測地技術活用推進官一人を置く。

2　測地技術活用推進官は、測地測量の基礎技術及び応用技術の活用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（他課の所掌に属するものを除く。）。

第三十七条第八号及び第四十一条第六号中「総務部」の下に「、基本図情報部」を加える。

第四十五条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、同条第十四号中「第三号及び第七号から前号まで」を「第四号、第八号から第十号まで及び第十二号から前号まで」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十三号中「第三号及び第七号から前号まで」を「第四号、第八号から第十号まで及び第十二号から前号まで」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　地図の編集に関すること。

十二　地図の成果の刊行に関すること。

十三　地図、空中写真、基準点成果その他地理に関する資料（以下「地図等」という。）の数値化情報の画像処理に関すること（地理空間情報部の所掌に属するものを除く。）。

第四十五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「測量成果」の下に「及び地図の編集の成果」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　地図の編集に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第四十七条中「四課」を「五課」に、「基盤地図課」を「国土基本情報課　基本図課」に改める。

第四十八条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「測量成果」の下に「及び地図の編集の成果」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　地図の編集に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第四十九条（見出しを含む。）中「基盤地図課」を「国土基本情報課」に改め、同条第五号中「前各号」を「第一号から第四号まで及び前号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「前三号」を「第一号から第四号まで」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　地図の編集に関すること（基本図課の所掌に属するものを除く。）。

五　地図の成果の刊行に関すること（基本図課の所掌に属するものを除く。）。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（基本図課の所掌事務）

第四十九条の二　基本図課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本図の編集に関すること。

二　地図等の数値化情報の画像処理に関すること（地理空間情報部の所掌に属するものを除く。）。

三　基本図の成果の刊行に関すること。

四　第一号及び第二号に掲げる事務に係る測量に関する品質管理を行うこと。

五　第一号、第二号及び前号に掲げる事務に係る測量に関する調査及び研究を行うこと。

第五十三条第二号を削り、同条第三号中「地図、空中写真、基準点成果その他地理に関する資料（以下「地図等」という。）」を「地図等」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「第六号、第九号及び第十号」を「第四号、第七号及び第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十四号を第十二号とし、同条第十五号中「地図及び」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十六号及び同条第十七号を削り、同条中第十八号を第十四号とし、同条第十九号中「第六号」を「第四号」に、「第十六号から前号まで」を「前号」に改め、「研究を行うこと（基本図情報部の所掌に属するものを除く。）」を「研究（基本図情報部の所掌に属するものを除く。）を行うこと」に改め、同号を同条第十五号とする。

第五十五条中「四課」を「三課」に、「防災地理課　応用地図課」を「防災地理課」に改める。

第五十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　地理調査の成果の刊行に関すること。

第五十六条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第五十七条の二第二号中「災害の防止に資する」及び「（以下「防災地理調査」という。）」を削り、「こと」の下に「（環境地理課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六号を次のように改める。

六　第二号に掲げる調査に関する研究（地理地殻活動研究センター及び環境地理課の所掌に属するものを除く。）及び前号に掲げる調査に関する研究（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）を行うこと。